

**藤沢市中学校給食センター
整備運営事業**

審査基準書

令和8年10月7日

藤沢市

目 次

第 1 総則	1
1 優先交渉権者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査結果の公表	2
第 2 参加資格の確認	3
第 3 提案審査	7
1 基礎審査	7
1) 提案価格の確認	7
2) 提案書類の確認	7
2 総合審査	8
1) 提案価格の評価	8
2) 提案内容の評価	8
別表 1 提案内容の評価項目及び配点	9
1 事業計画全般に関する事項	9
2 施設整備業務に関する事項	10
3 維持管理業務に関する事項	11
4 運営業務・開業準備業務に関する事項	12

第 1 総則

1 優先交渉権者の決定方法

「藤沢市中学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」といいます。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者の決定にあたっては、P F I 事業に期待されるコスト削減のある提案価格のほか、設計、建設、維持管理及び運営に関する提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の観点から総合的に評価を行う公募型プロポーザル方式を採用します。

この「藤沢市中学校給食センター整備運営事業審査基準書」（以下「本書」といいます。）は、藤沢市（以下「市」といいます。）が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するための基準を示すものです。

2 審査の進め方

審査は二段階の審査によるものとし、以下の手順で実施します。

ア) 参加資格の確認：第一次審査として応募資格の有無を確認する。

イ) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。
「総合審査」では、提案価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

参加資格の確認及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査は、「藤沢市中学校給食センター整備運営 P F I 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が実施します。選定委員会は有識者で構成され、本書の基準に基づいて提案価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定します。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

委員は、以下のとおりです。なお、委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとします。また、選定委員会における審査は非公開とします。

〔敬称略〕

氏名	所属等
伊庭 良知	一般社団法人 国土政策研究会 理事
黒川 優子	相模女子大学 栄養科学研究科・管理栄養学科 准教授
高橋 達	東海大学 建築都市学部建築学科 教授
駿藤 晶子	神奈川県立保健福祉大学 栄養学科保健福祉学研究科 准教授
李 祥準	関東学院大学 建築・環境学部建築・環境学科 准教授

注) 各委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とします。

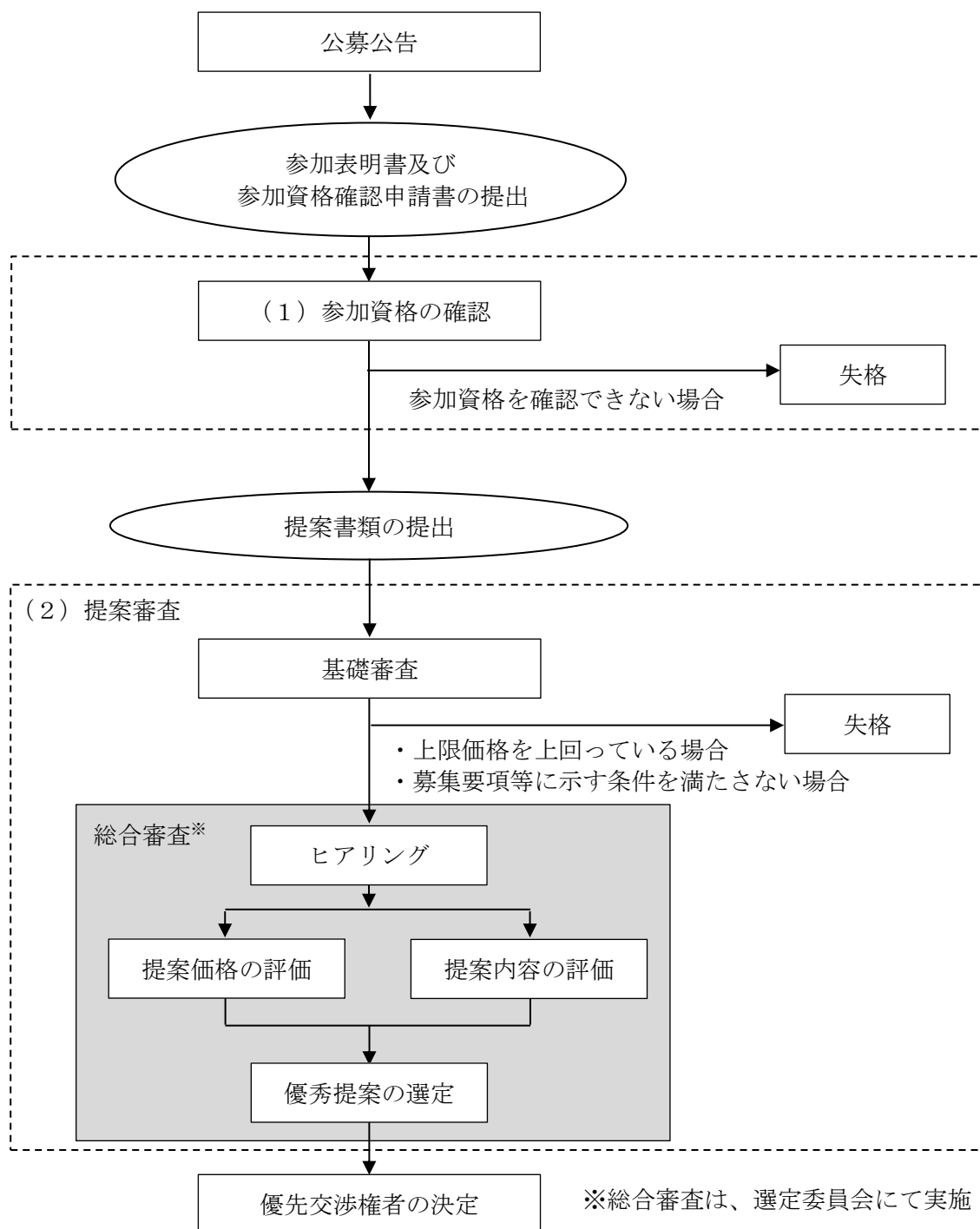


図 1 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査結果は、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要を市のホームページにおいて公表します。

第2 参加資格の確認

参加資格の確認は、応募者から提出される参加資格の確認に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認します。参加資格の確認は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とします。参加資格の確認における確認内容は下表のとおりとします。

表 参加資格の確認における確認内容

区分	確認項目	様式 (※1)
全般 (構成員 の制限)	ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。	様式第1号-7
	イ) 参加表明書の提出期限の日から事業契約締結の日までの期間に、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年7月1日施行）に基づく指名停止措置期間中の者でないこと。	様式第1号-7
	ウ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。	様式第1号-7
	エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。	様式第1号-7
	オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。	様式第1号-7
	カ) 課税されているすべての税（国税、神奈川県税及び藤沢市税）を滞納している者でないこと。	様式第1号-6
	キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していない者。	様式第1号-7
	ク) 個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員ではない者。法人にあつては、暴力団経営支配法人ではない者。	様式第1号-7
	ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。	市の資料
	コ) 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。	様式第1号-7
	サ) 本事業についてアドバイザー業務に関連する以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。（※2） ・ 日本工営都市空間株式会社 （所在地：愛知県名古屋市東区東桜二丁目17番14号）	様式第1号-7

	鈴木法律事務所 (所在地：東京都渋谷区渋谷一丁目 3 番 18 号 ビラ・モデルナ A706)	
	シ) 本事業について PFI 導入可能性調査に関連する以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。 株式会社日建設計総合研究所 (所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号)	様式第 1 号-7

区分	確認項目	様式 (※1)
解体 業務	(ア)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。	様式第 1 号-8
	(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（工事）に登載されていること。	市にて 確認
設計 業務	(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式第 1 号-9
	(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（コンサル）に登載されていること。	市にて 確認
	(ウ)募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。	様式第 1 号-9
	(エ)国、地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設（平成 28 年 4 月以降に履行が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。	様式第 1 号-15
	(オ)HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計実績若しくはドライシステムの学校等へ配食する給食施設（平成 28 年 4 月以降に履行が完了したものに限る）の設計実績を有していること。	様式第 1 号-15
工事 監理 業務	(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	様式第 1 号-10
	(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（コンサル）に登載されていること。	市にて 確認
	(ウ)募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。	様式第 1 号-10
	(エ)国、地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 ㎡以上の公共施設（平成 28 年 4 月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の工事監理業務の実績を有していること。	様式第 1 号-16
	(オ)HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校等へ配食する給食施設（平成 28 年 4 月以降に工事が完了したものに限る）の工事監理実績を有していること。	様式第 1 号-16
建設 業務	(ア)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。	様式第 1 号-11
	(イ)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（工事）に登載されていること。	市にて 確認
	(ウ)平成 28 年 4 月以降に工事が完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の施設の新築・改築又は新築部分が 3,000 ㎡以上の増築に関する建築一式工事について、元請としての施工実績を有すること。	様式第 1 号-17

	(エ)平成 28 年 4 月以降に工事が完了したドライシステムの学校等へ配食する給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること。	様式第 1 号-17
維持 管理 業務	(ア)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（一般委託）に登載されていること。	市にて 確認
	(イ)平成 28 年 4 月以降に学校等へ配食する給食施設の維持管理業務の実績を有していること。	様式第 1 号-18
運営 業務	(ア)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、「給食業務委託」で藤沢市長から有効期限内の認定を受けていること。	市にて 確認
	(イ)HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設若しくはドライシステムの学校等へ配食する給食施設において 3,000 食以上かつ複数の献立ラインの提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。	様式第 1 号-19
	(ウ)平成 28 年 4 月以降にランチボックス形式にて学校等へ配食する給食施設に限らず、3,000 食以上の提供実績があること。	様式第 1 号-19
その他 業務	(ア)令和 7・8 年度藤沢市競争入札参加資格者名簿（営業種目は担当業務に応じ適切なもの）に登載されていること。	市にて 確認

※1 評価対象の様式には、添付資料も含むものとします。

※2 「資本面で関連のある」企業とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている企業をいい、「人事面で関連のある」企業とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいいます。

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案価格が上限価格の範囲内となっているか、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認します。基礎審査は市が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とします。

1) 提案価格の確認

提案書に記載された提案価格が上限価格の範囲内であることの確認を行います。上限価格を上回った応募者は失格とします。

2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下表の事項を確認します。

表 提案書類の確認内容

区分	確認項目	様式
一般事項	ア) 要求した提出書類がすべて揃っていること。 イ) 指定した様式に必要事項が記載されていること。 ウ) 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 エ) 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類全般
スケジュール	オ) 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、開業準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）。	様式第 12 号-3
特別目的会社（SPC）の組成	カ) 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 キ) 構成企業の出資比率の合計が 50%を超えること。	様式第 12 号-2
事業計画の妥当性	ク) 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式第 12 号-2
	ケ) 借入金の返済能力（DSCR $\geq$ 1.0）があること。	様式第 12 号-7
	コ) 提案価格において、算出根拠が明示されていること。	様式第 12 号-8～第 12 号-11

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとします。

※DSCR（Debt Service Coverage Ratio）…各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

2 総合審査

総合審査では、選定委員会が提案価格と提案内容の二つの面から評価を行います。提案価格の評価点が 20 点満点、提案内容の評価点が 80 点満点の合計 100 点満点で評価します（総合審査の結果が同点となった場合には、委員の多数決により優秀提案を選定します。）。

なお、選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施します。

ヒアリングは令和 9 年 2 月を予定していますが、詳細については提案書類受付後に、基礎審査の結果と併せて改めて市から各応募者に連絡します。

$$\text{総合評価点（満点 100 点）} = \text{提案価格の評価点（20 点）} + \text{提案内容の評価点（80 点）}$$

1) 提案価格の評価

最低価格を提示した提案に満点（20 点）を付与します。それ以外の提案価格については、次式に従って得点化します。

なお、得点化の際は小数点第 3 位以下を四捨五入し小数点第 2 位までを求めます。

$$\text{提案価格 A の得点} = (\text{最低の提案価格} \div \text{提案価格 A}) \times 20$$

2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「別表 1 提案内容の評価項目及び配点」に基づき選定委員会の各委員が審査し採点します。採点基準は下表のとおりです。

表 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	非常に高い効果が期待できる	配点×1.0
B	十分に高い効果が期待できる	配点×0.8
C	高い効果が期待できる	配点×0.6
D	効果が期待できる	配点×0.4
E	普通（要求水準程度）	配点×0.2
F	劣っている	配点×0

別表 1 提案内容の評価項目及び配点

1 事業計画全般に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	取組方針 ・事業実施体制	① 本事業の目的を正しく理解し、事業者独自のノウハウやアイデアを取り入れた優れた提案がされているか。	2 点	様式第 12 号
		② 各構成企業等の役割及び責任分担など、事業実施体制について具体的な提案がされているか。		
		③ セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的な提案がされているか。		
		④ 市のモニタリングに対する支援・協力について具体的な提案がされているか。		
2	資金調達計画 ・長期収支計画	① 適切な収支計画に基づいた事業計画がされているか。	1 点	様式第 12 号-2 様式第 12 号-6 様式第 12 号-7
		② 資金調達の安定性・確実性を確保する対策について具体的な提案がされているか。不測の資金需要への対応策について具体的な提案がされているか。		
3	事業 スケジュール	① 事業スケジュールは効率的かつ無理のない計画であり、実行性に優れた提案がされているか。	1 点	様式第 12 号-3
		② スケジュール遅延に関するリスク分析及びリスク対策について優れた提案がされているか。		
4	リスク管理 (事業スケジュール以外)	① 潜在的リスクの分析や把握、業務を実施する企業間でのリスク分担、及び対応策について具体的な提案がされているか。	2 点	様式第 12 号-2
		② リスク対応のための保険付保について適切な提案がされているか。		
5	災害対応	① 災害発生時における事業継続の対策や計画について、具体的な提案がされているか。	2 点	様式第 12 号-4
		② その他、災害時及び事故発生時の復旧支援対応等について適切な提案がされているか。		
6	地域経済・地域 社会への配慮や 貢献	① 地域における雇用促進について具体的な提案（雇用数・雇用条件ほか）がされているか。	3 点	様式第 12 号-4
		② 地域企業の活用や資材等の調達について具体的な提案（発注額及び割合）がされているか。		
7	環境への配慮	① カーボンニュートラル、SDGs、DX、GX 等の様々な社会的要請に配慮した具体的な提案がされているか。	2 点	様式第 12 号-5
		② 環境負荷の低減について、客観的に把握可能な指標等が提案されているか。		
小計			13 点	

2 施設整備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	業務実績	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保について、優れた提案がされているか。	1 点	様式第 13 号
2	配置計画	① 周辺環境を含む敷地特性に配慮した配置計画となっているか。 ② 敷地内の歩行者・車両の動線計画は、安全性と機能性に配慮した提案がされているか。	3 点	様式第 13 号 様式第 16 号 様式第 16 号-3
3	内部計画	① 調理作業上の安全性と効率性に配慮した提案がされているか。 ② 食材の安全性に配慮した提案がされているか。(食物アレルギー対応食を除く) ③ 食物アレルギー対応食の安全性に配慮した提案がされているか。 ④ 労働者の適切な労働環境や安全の確保について、具体的な提案がされているか。 ⑤ 予想される将来の利用形態の変容に対し優れた提案がされているか。	7 点	様式第 13 号-2 様式第 16 号 様式第 16 号-4 様式第 16 号-7 様式第 16 号-8 様式第 16 号-10 様式第 16 号-13
4	調理設備・備品計画	① 調理設備・備品は、献立内容(地場産物の活用等)や提供食数、調理時間、HACCP等を考慮したものが選定されているか。 ② 調理設備は、衛生面及び作業面の安全性を考慮したものが選定されているか。	7 点	様式第 13 号-3 様式第 16 号-9 様式第 16 号-11 様式第 16 号-12 様式第 16 号-13
5	施設、設備のメンテナンス性	① 限られた期間(夏季休業等)に施設設備の更新、メンテナンス及び工事が可能となる具体的な提案がされているか。 ② 敷設後に作業困難となる配管・高所の作業について、より短期間でメンテナンスや更新が可能な具体的な提案がされているか。 ③ ライフサイクルコスト(事業契約期間後も含む)の縮減について、具体的な提案がされているか。	2 点	様式第 13 号-4 様式第 16 号-4 様式第 16 号-5
6	周辺の環境・景観への配慮	① 騒音、振動、臭気、排気、排水、工事車両等が周辺環境に影響を及ぼさない具体的な提案がされているか。 ② 周辺環境に調和したデザインの提案がされているか。	1 点	様式第 13 号-4 様式第 16 号-2
7	施工計画、施工方法等	① 経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。 ② 周辺施設や周辺環境に対する配慮、安全対策について具体的な提案がされているか。	1 点	様式第 13 号-4
8	解体業務	① 騒音、振動、粉塵、工事車両等が周辺環境に影響を及ぼさない具体的な提案がされているか。 ② 経済性や効率性を考慮した工程管理・工法となっているか。	1 点	様式第 13 号-4
小計			23 点	

3 維持管理業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	業務実績、維持管理体制、維持管理業務	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。配置人数や体制、経験・資格等を有する人材の確保について地域企業の活用も含め、優れた提案がされているか。 ② 良好な施設水準を保つための建築物、建築設備及び附属施設保守管理業務の内容（項目、頻度、内容等）について、適切な提案がされているか。 ・建物保守管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・調理設備維持管理業務 ・外構等維持管理業務 ・備品等保守管理・更新業務 ・清掃業務 ・警備業務 ・長期修繕計画策定業務 ③ 調理設備機器の故障等による業務への支障を最小限にするための対策について、具体的な提案がされているか。	2点	様式第14号
2	ライフサイクルコストに配慮した施設の長寿命化、修繕計画や引渡し方法等	① 予防保全、計画修繕に基づいた保守点検、維持管理修繕計画について、具体的な提案がされているか。 ② 長期修繕計画が具体的かつ適切に策定されており、計画の着実な実施と必要に応じた見直しを行う仕組みが提案されているか。 ③ 事業期間終了時の業務引き継ぎ方法や、事業期間後のサポート体制について適切な提案がされているか。	3点	様式第14号
小計			5点	

4 運営業務・開業準備業務に関する事項

評価項目		評価の視点	配点	様式
1	業務実績、 運営業務 実施体制・ 品質の確保	① 本事業に十分な業務実績を有しているか。各責任者は、調理場の規模に見合った実務経験のある人材が配置されているか。その他の人員について適切な人数が配置され、安定して稼働するための具体的な提案がされているか。	8 点	様式第 15 号
		② 従業員の採用計画や人員確保について、具体的な提案がされているか。		
		③ 業務改善を継続的に図り、運営業務の品質を確保する仕組み・モニタリングの実施体制について、適切に計画をしているか。		
		④ 従業員の能力向上について具体的な提案がされているか。		
2	食の安全確保	① 食中毒や異物混入の防止策及び事故後の対策は HACCP の考え方に基づき提案されているか。	8 点	様式第 15 号-2
		② 食物アレルギー事故の防止策及び事故発生時の対応について、優れた提案がされているか。		
3	衛生管理の 徹底	① 「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」、HACCP の考え方等に基づき、衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。	12 点	様式第 15 号-3
		② 安全でおいしい給食を提供するため、調理・盛付終了から喫食まで短時間でを行う体制や、温度管理の体制について適切な提案がされているか。		
		③ 衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。		
		④ 従業員の健康管理・衛生管理について、適切に計画をしているか。		
4	食育の推進	① 市が行う食育の推進に対する具体的な提案がされているか。	3 点	様式第 15 号-3
5	配送・回収 業務、 学校配膳業務	① 安定的で安全な配送・回収体制について、適切な提案がされているか。	6 点	様式第 15 号-4
		② 配送・回収時における交通事故、自然災害等の緊急時の具体的な対応策について、適切に計画をしているか。		
		③ 調理ごみや残渣のたい肥化など地域循環型社会に貢献する具体的な提案がなされているか。		
		④ 学校配膳業務について、衛生面、安全性及び各校の個別の事情も考慮した、適切な提案がされているか。		
6	開業準備	① 開業時からの円滑な給食の提供開始に向け、適切な計画（準備期間、試運転、従業員研修、試食会等）が提案されているか。	2 点	様式第 15 号-4
小計			39 点	